

へいせい ねん ど なが の けん なかがわ ち く かつせい かけいかく  
平成21年度長野県中川地区活性化計画

ながのけん なかがわむら  
長野県 中川村

平成21年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成21年度長野県中川地区活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	中川村
地区名(※1)	中川地区
計画期間(※2)	平成21年度～平成25年度

## 目 標 : ※3

地域農林水産物のブランド化による農林業の振興や都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画最終年度において、地域産物であるりんご等果樹の加工販売等額年間52,000千円(平成20年度販売額42,000千円+増加額10,000千円)、地域への交流人口として年間15,012人を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

中川村は、上伊那郡の最南端に位置し、屈曲蛇行して南流する天竜川により、竜東南向地区と竜西片桐地区とに二分され、天竜川が形成した河岸段丘が、天竜川にそそぐ小河川によって削られた小段丘地に区分され、地形は急で標高差が大きい。また天竜川にそそぐ河川によって形成された扇状地と南北西に走る断層によって構成され、天竜川の沿岸の氾濫原と上段の丘陵地帯により区分され、気候も上伊那郡下では最も温暖で、地味肥沃で農産物生産には恵まれている。

また、中央自動車道西宮線によって首都圏・中京圏・京阪神圏の主要な経済圏とおおむね2時間～4時間で結ばれ、農産物や工業製品の輸送条件にも恵まれており、主に兼業農家による果樹を中心とした生鮮農産物の市場供給基地となっている。

中川村においては、農業生産はその額等にあつては年々減少し、農家数が減少するなかでも農業は着実な生産を続けており、村の基幹的産業として地域経済や自然環境に重要な役割を担っている。

### 現状と課題

中川地区の主要な産物であるりんご、なし等果樹は、価格の低迷が続く中、栽培面積は減少傾向であり、農作物の鳥獣被害は年々増加傾向にあり、農家の経営意欲を減退させる要因となりつつあるが、農業体験など都市住民との交流により販売量を維持している農家も多い。中川地区の農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

### 今後の展開方向等 ※4

農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、都市住民との交流が始まっており、関東圏、中京圏のどちらとも交流が可能であることから、中川村にある宿泊施設望岳荘・ハチ博物館、眼下の伊那谷や中央・南両アルプスの眺望が素晴らしい陣馬形山など既存の地域資源と連携させて、地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。

具体的には、都市住民を対象に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、中川地区に呼び込み、いわゆる交流による地域活性化を図ることとする。地域産物であるりんご等果樹を中心に、新たな加工品を開発・ブランド化し、移転改装を予定している農産物等直売施設において他の産物とともに販売することで、農業所得を増加させる。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には、新たな加工品数4品を開発し、加工品年間販売等額52,000千円(平成20年度販売額+増加額10,000千円)及び地域への交流人口として年間15,012人の目標達成状況を検証する。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
中川村	中川地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	中川村	有	イ	
中川村	中川地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	合同会社 クリエイティブ	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
中川村	中川地区	農産物等直売施設整備	上伊那農業協同組合	平成21年4月に農林水産物処理加工施設に隣接する協同店舗内に農産物、農産物加工品を直売する施設を整備する。

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

入り込み客数の増加に当たっては、ふれあい交流を行っている名古屋市天白区や今年度加盟した「日本で最も美しい村」連合とも連携し、積極的なPR活動を展開するとともに、県の観光部局とも連携し、広域的な広報活動を展開することとする。具体的には、チラシの作成、インターネットのホームページへの掲載、イベントでのPR等を実施する。

**【記入要領】**

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

中川地区(長野県中川村)	区域面積(※2)	7,705ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積7,705haのうち森林面積は5,805haで耕地面積890haを加えると6,695haとなり、農林地率86.9%で実施要件80%以上である。また、全就業人口3,014人のうち農林漁業従事者が797人で26.4%を占め、農林業が当地区の基幹産業となっている。(いずれもH17年国勢調査による。)		
②法第3条第2号関係: 平成17年国勢調査によると人口動態は5年間で3.9%減(H12:5,475人→H17:5,263人)で、少子高齢化に一段と拍車がかかってきている状況にある。また、平成17年農林業センサスによると農家戸数は5年間で26.6%減(H12:823戸→H17:604戸)で、活性化のためには定住、交流を進めることが、必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当地区には、特定農山村地域及び過疎地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
中川村	6512-48	畑	畑	733	使用賃借	桃沢 傳	中川村片桐				イ ラウベ (休憩施設) 給排水施設 管理休憩施設		
	6512-50	畑	畑	995	〃	〃	5155						
	6512-51	宅地	畑	495	〃	〃							
	6512-52	畑	畑	5633	〃	〃							
	6512-53	畑	畑	1051	〃	〃							
	6620-1	雑種地	畑	1196	〃	田島建設(株)	中川村片桐						
	6629-1	雑種地	畑	2510	〃	〃	5158						

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	数量	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	ラウベ (休憩施設)	21棟	木造平屋 (ロフト付き)	ログ風48 和風45 ㎡	ログ風48 和風45 ㎡	平成21年4月～平成24年3月	1区画…農園を含め平均面積325㎡
工作物	給排水施設	1式	給水:配管工、浄化槽 排水:U側溝380㎡			平成21年4月～平成22年3月	
工作物	舗装工事	930㎡	アスファルト舗装			〃	
建築物	管理休憩施設	1棟	木造平屋	160 ㎡	160 ㎡	平成23年4月～平成24年3月	
計							

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成22年4月
---------

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用賃借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。



## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の確認は、各年度ごとに関係機関から実績状況を収集、進捗状況を村議会議員、農業委員、農業協同組合、農業者等の代表で組織される村農業振興審議会に諮り次年度対策を検討しながら推進する。

最終評価は、計画期間終了後の翌年度の平成26年度に以下の目標達成状況を検証する。

・新たな加工品数4品の開発

・地域産物(加工品等)の年間販売額等52,000千円(平成20年度販売額42,000千円+増加額10,000千円)

・地域への交流人口として年間15,012人

(交流人口は、農家民宿、農業体験、市民農園などの農業を通じた都市住民等との交流者数で、村振興課において関係箇所に実績状況を収集し、実態を把握する。)

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)

・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。

・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。

関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。